

議案第 58 号

墨田区防災会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 9 月 11 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区防災会議条例の一部を改正する条例

墨田区防災会議条例（昭和 38 年墨田区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第 2 号を次のように改める。

区長の諮問に応じて墨田区（以下「区」という。）の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第 2 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

前号の重要事項に関し、区長に意見を述べること。

第 3 条第 1 項中「および」を「及び」に改め、同条第 5 項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第 1 号中「準じる」を「準ずる」に改め、同項に次の 1 号を加える。

自主防災組織を構成する者のうちから区長が任命する者

第 3 条第 7 項中「第 11 号」を「第 12 号」に改める。

第 5 条第 2 項中「および」を「及び」に改め、同条第 3 項中「当る」を「当たる」に改める。

第 6 条中「はかつて」を「諮って」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害対策基本法の一部改正に伴い、防災会議の所掌事務に区長の諮問に応じて地域

の防災に係る重要事項を審議することを加えるとともに、防災会議の委員の区分に自主防災組織を構成する者を加える等の必要がある。